

# 山梨県公報

号外第十二号

平成二十五年

三月五日

火曜日

## 目次

監査委員  
○監査の結果に関する報告の公表(三件)……………一

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十五年三月五日

山梨県監査委員	古屋博敏
同	中込孝元
同	中村正則
同	河西敏郎

### 平成24年度定例監査実施状況(下期分)

1 監査実施所属数			
監査箇所	本庁	かい	その他の機関
知事政策局	1	1	1
企画県民部	6	3	6
総務部	3		3
福祉保健部	18		18
森林環境部	2		2
産業労働部	8		8
観光部	1		1
農政部	8		8
県土整備部	7		7
教育委員会	49		50
公安委員会	12		12
合 計	0	115	116

2 監査対象期間  
前回対象期間の翌月から今回監査実施日前3ヶ月までの間

3 監査の実施期間  
平成24年9月14日～平成25年1月30日

4 監査の方法  
監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

5 監査結果処理区分  
監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘 要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な眼誤に起因すると認められるもの
意見	監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

6 処理方法  
指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求める。なお、公表した事項については、その回答内容についても公表する。なお、必要があるとき、注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。なお、必要があるとき、意見については、監査対象機関に文書で提出する。また、必要があるとき、認められるときは、監査の結果とともに公表する。なお、公表した事項については、その回答内容についても公表する。

7 監査の結果  
財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。  
監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点	その他	合計
指摘事項		1	4						1	7
指導事項	34	22	23	15	22	23		2		141
注意事項	1	6	3	6	3	19			2	40
意見	1									1
合 計	36	29	30	21	25	43	2	2	1	189

所属毎の監査結果は、次のとおりである。

○知事政策局東京事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月21日  
委員監査 平成25年1月25日
- 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年9月
- 3 監査の結果  
指摘事項 なし  
指導事項 なし  
注意事項 1件 (契約1)

○企画県民部中北地域県民センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年9月21日  
委員監査 平成24年10月22日
- 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
- 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○企画県民部東地域県民センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年9月26日  
委員監査 平成24年10月30日
- 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
- 3 監査の結果  
指摘事項 なし  
指導事項 2件 (契約2)

- 1) 東山梨合同庁舎環境管理業務委託契約において、契約書第5条に実績報告書の提出について規定されているが、定期清掃に関する報告が行われていなかった。
  - 2) 東山梨合同庁舎消防設備保守点検業務委託契約において、契約書第2条の規定による業務主任者の通知が行われていなかった。
- 注意事項 なし

○企画県民部峡南地域県民センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年9月24日  
委員監査 平成24年10月22日
- 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
- 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○企画県民部峡南地域県民センター(西八代)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年9月26日  
委員監査 平成24年10月22日
  - 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
  - 3 監査の結果  
指摘事項 なし  
指導事項 1件 (給与1)
- 1) 再任用短時間勤務職員の給与について、支払時期が遅延していた。

・ 本来の支給年月日 平成24年4月16日 ・ 実際の支給年月日 平成24年4月25日  
注意事項 1件 (給与1)

○企画県民部富士・東部地域県民センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年9月19日  
委員監査 平成24年10月24日
- 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
- 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○企画県民部総合理工学研究機構

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月23日  
委員監査 平成24年11月28日
  - 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月
  - 3 監査の結果  
指摘事項 なし  
指導事項 1件 (契約1)
- 1) 平成24年度の公用車用ガソリンの単価契約において、予定価格調査の作成を省略していたが、支出負担行為同一に「内容欄に記載された単価を予定価格とする」旨の記載がなかった。  
注意事項 なし

○企画県民部県民生活センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月4日  
委員監査 平成25年1月28日
- 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月
- 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○総務部職員研修所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月23日  
委員監査 平成24年11月15日
- 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月
- 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○総務部総合県税事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月28日  
委員監査 平成25年1月23日
  - 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年8月
  - 3 監査の結果  
指摘事項 なし  
指導事項 1件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
- |           |                |                |
|-----------|----------------|----------------|
| 県税に係る過年度分 | 平成23年度決算時      | 平成24年10月末現在    |
| [間接税]     |                |                |
| 旧法による税    |                | 0円             |
| 料理飲食等消費税  | 495,022円       | 0円             |
| 軽油引取税     | 2,222,153円     | 378,168円       |
| 軽油引取税     | 29,399,747円    | 0円             |
| [直接税]     |                |                |
| 個人県民税     | 2,362,093,006円 | 2,057,188,429円 |
| 法人県民税     | 27,838,362円    | 21,307,032円    |
| 個人事業税     | 66,534,982円    | 53,406,849円    |

法人事業税	38,667,643 円	33,601,878 円
不動産取得税	324,314,434 円	275,656,579 円
自動車税	328,122,205 円	235,654,635 円
飲区税	80,000 円	80,000 円
合 計	3,179,767,554 円	2,677,273,570 円

注意事項 なし

○総務部消防学校

- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年10月24日  
委員監査 平成24年11月20日
- 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月
- 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○福祉保健部中北保健福祉事務所(本所)

- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年9月20日  
委員監査 平成24年10月30日
  - 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
  - 3 監査の結果 指摘事項 なし
- 指導事項 2件 (収入2)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

①父子福祉資金貸付金償還金  
過年度分 4,994,398円 平成24年度分 129,600円 合計 先数 5件 5,123,998円

【特別会計】

- ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)  
過年度分 85,813,505円 平成24年度分 1,530,547円 合計 先数 166件 87,344,052円
  - ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)  
過年度分 1,051,486円 平成24年度分 5,739円 合計 先数 46件 1,057,225円
  - ③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)  
過年度分 11,304,421円 平成24年度分 24,029円 合計 先数 18件 11,328,450円
  - ④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)  
過年度分 先数 8件 414,498円
  - ⑤母子福祉資金連約金  
過年度分 先数 7件 72,828円
- 2) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の収入未済について、財務システム上の金額と所属で管理している台帳(母募システム)の金額に差異が生じていた。

注意事項 なし

○福祉保健部中北保健福祉事務所(東北支所)

- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年9月18日  
委員監査 平成24年10月19日
  - 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
  - 3 監査の結果 指摘事項 なし
- 指導事項 2件 (収入1、支出1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
- 療育医療費自己負担金 平成19年度分 先数 1件 2,600円
- 2) 愛育班員全国大会への参加負担金に係る資金前渡の精算において、財務規則第72条第2項に定める5日を超えて精算されていた。

注意事項 1件 (支出1)

○福祉保健部東保健康福祉事務所

- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年9月25日  
委員監査 平成24年10月30日
  - 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
  - 3 監査の結果 指摘事項 なし
- 指導事項 2件 (収入2)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

①父子福祉資金貸付金償還金  
過年度分 先数 1件 1,024,800円

【特別会計】

- ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)  
過年度分 10,871,936円 平成24年度分 311,730円 合計 先数 23件 11,183,666円
  - ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)  
過年度分 先数 5件 233,486円
  - ③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)  
過年度分 1,922,850円 平成24年度分 53,100円 合計 先数 2件 1,975,950円
  - ④母子福祉資金連約金 平成22年度分 先数 1件 4,775円
- 2) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の収入未済について、財務システム上の金額と所属で管理している台帳(母募システム)の金額に差異が生じていた。

注意事項 なし

○福祉保健部東保健康福祉事務所

- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年9月14日  
委員監査 平成24年10月26日
  - 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月
  - 3 監査の結果 指摘事項 なし
- 指導事項 3件 (収入2、支出1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

①生活保護費返還金  
過年度分 23,597,819円 平成24年度分 422,816円 合計 先数 22件 24,020,635円

②住宅手当緊急特別措置事業返還金  
平成22年度分 先数 1件 16,200円

【特別会計】

- ①母子福祉資金貸付金償還金  
過年度分 4,440,340円 平成24年度分 84,924円 合計 先数 10件 4,525,264円
- 2) 生活保護法に基づく保護費返還金の過年度収入未済のうち、地方自治法第236条の規定に基づく消滅時効が完成しているものについて、不納欠損処分がされていた。
- 3) 研修の受講料について、資金前渡で支出していたが、支払予定日の20日前に資金前渡職員の名簿に振替支出していた。資金の交付時期については、資金の保管期間が長期間とならないようにする必要がある。

注意事項 2件 (重点2)

○福祉保健部富士・東保健康福祉事務所

- 1 監査実施年月日 子備監査 平成24年9月27日  
委員監査 平成24年10月24日

- 2 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 2件 (収入1、物品1)  
 1) 歳入について、次のおり収入未済があった。

【一般会計】

- ①父子福祉資金貸付金償還金  
 過年度分 先数 2件 823,300円  
 ②生活保護費返還金  
 過年度分 先数 3件 2,027,098円

【特別会計】

- ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)  
 過年度分 20,375,872円 平成24年度分 730,702円 合計 先数 33件 21,106,574円  
 ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)  
 過年度分 410,649円 平成24年度分 1,314円 合計 先数 11件 411,963円  
 ③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)  
 過年度分 先数 7件 3,474,136円  
 ④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)  
 過年度分 先数 6件 177,641円  
 2) 貸借物品である印刷機1台及びパソコン1台について、山梨県財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていないかった。  
 注意事項 なし

○福祉保健部女性相談所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月6日  
 委員監査 平成25年1月17日  
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月  
 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○福祉保健部中央児童相談所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月6日  
 委員監査 平成25年1月17日  
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 3件 (収入1、支出1、契約1)  
 1) 公衆電話業務の受託手数料等の測定に遅延しているものがあつた。  
 2) 福祉プラサエレクター点検業務委託料の支払において、財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払を行つていた。  
 3) 平成23年度に契約した福祉プラサエレクター点検業務委託契約において、積算価格が50万円を超えていたが、財務規則第137条に規定されている予定価格調書を作成していないかった。  
 注意事項 1件 (契約1)

○福祉保健部こころの発達総合支援センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月6日  
 委員監査 平成25年1月16日  
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月  
 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○福祉保健部留児童相談所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月13日

- 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 3件 (収入2、支出1)  
 1) 歳入について、次のおり収入未済があつた。  
 児童入所施設等措置費に係る過払い分の返還金  
 過年度分 先数 2件 93,520円

- 2) 児童入所施設等措置費に係る過払い分の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状が発付されていなかった。  
 3) 一時保護所の所外活動に要する経費として支出した前年度資金の精算において、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。  
 注意事項 なし

○福祉保健部甲陽学園

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月4日  
 委員監査 平成25年1月18日  
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 2件 (収入1、支出1)  
 1) 歳入について、次のおり収入未済があつた。  
 児童福祉施設設置費負担金  
 過年度分 449,722円 平成24年度分 44,000円 合計 先数 11件 493,722円  
 2) 平成23年度10月～3月分の新聞購読料が未払いとなつており、翌年度に過年度支出としていた。  
 注意事項 なし

○福祉保健部障害者相談所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月13日  
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月  
 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○福祉保健部精神保健福祉センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月13日  
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 なし  
 注意事項 1件 (契約1)

○福祉保健部あけぼの医療福祉センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月12日  
 委員監査 平成25年1月24日  
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 1件 (その他1)  
 1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について不適切な事務処理が多数あつた。  
 指導事項に該当するもの 7件 (収入3、重点1、給与1、支出1、財産1)  
 ①歳入について、次のおり収入未済があつた。  
 ア児童福祉施設設置費負担金

通年度分 8,004,175円 平成24年度分 210,828円 合計 先数 16件 8,215,003円  
 イあげほの医療福祉センター使用料  
 通年度分 2,966,443円 平成24年度分 574,147円 合計 先数 43件 3,540,590円  
 ②児童福祉施設設備負担金の通年度収入未済のうち、地方自治法第236条の規定に基づき消滅時効が完成しているものについて、不納欠損処分がされているいなかった。  
 ③児童福祉施設設備負担金及びイあげほの医療福祉センター使用料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発行に、一部遅延しているものがあつた。  
 ④児童福祉施設設備負担金及びイあげほの医療福祉センター使用料の収入未済に係る延滞債権管理簿について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める様式に準じて作成されているなかった。  
 ⑤非常勤嘱託職員の通勤手当相当額の算出において、非常勤嘱託取扱要綱に定める計算(端数処理)が行われておらず、支給不足となつていた。  
 ⑥診療材料購入経費の支出事務において、既契約商品の見直しに伴い、金額及び購入数量に係る支出負担行為変更伺いは作成されていなかったが、その後の当該変更内容の取り消しに伴う変更の支出負担行為伺いが作成されていなかった。  
 ⑦郵便ボックス、現金自動引出機、看板及び自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に算定されていた。  
 注意事項 1件 (契約1)

○福祉保健部 育精福祉センター

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月11日  
 委員監査 平成25年1月23日  
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 3件 (収入1、契約1、物品1)  
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。  
 ①児童福祉施設設備負担金  
 通年度分 287,461円 平成24年度分 162,280円 合計 先数 13件 449,741円  
 ②育精福祉センター使用料  
 通年度分 476,797円 平成24年度分 66,230円 合計 先数 3件 543,027円  
 ③雑入  
 平成24年度分 先数4件 78,381円  
 2) 平成23年度に契約した自動電話交換設備保守点検業務委託契約において、積算価格が50万円を超えていたが、財務規則第137条に規定されている予定価格調書を作成していなかった。  
 3) 賃借品である印刷機等について、財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていないなかった。  
 注意事項 なし

○福祉保健部 富士ふれあいセンター

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月7日  
 委員監査 平成25年1月18日  
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 1件 (財産1)  
 1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料の算定において、1平方メートル当たりの建物面積に誤りがあり、過小に徴収していた。  
 注意事項 なし

○福祉保健部 衛生環境研究所

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月5日  
 委員監査 平成25年1月23日  
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月  
 3 監査の結果  
 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○福祉保健部 食肉衛生検査所

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月12日  
 委員監査 平成25年1月23日  
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 1件 (給与1)  
 1) あずさ回数券を使用した旅費の算定に一部誤りがあり、過払いとなつていた。  
 注意事項 なし

○福祉保健部 動物愛護指導センター

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月13日  
 委員監査 平成24年9月  
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 2件 (支出1、契約1)  
 1) NIK放送受信料について、財務規則第71条第1項に定める資金前渡ができる経費に該当しないにも関わらず、公共料金等資金前渡職員口座を使用して自動口座振替を行つていた。  
 2) 単価契約である物品購入(LPガス)契約書において、連約金を規定する条項が、「委託料の100分の10に相当する金額」と記載されており、契約内容と合致していないなかった。  
 注意事項 1件 (契約1)

○森林環境部 環境科学研究所

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月12日  
 委員監査 平成24年11月22日  
 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 3件 (契約1、支出1、財産1)  
 1) 一般廃棄物回収・処理業務委託契約において、可燃ゴミの処理業務については、処理重量に忠じた単価契約となつているが、契約書に予定数量の記載がなかった。  
 2) 平成23年度末に支払が完了している物品(遠心分離器)の修繕代金について、所属内連絡等の不徹底から、二度の物品修繕要求、納品、検収が行われた上で二重払いされていた。  
 なお、当該事案については既にれい入処理がされていた。  
 3) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収していた。  
 注意事項 なし

○森林環境部 森林総合研究所

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月11日  
 委員監査 平成24年11月8日  
 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし

指導事項 3件 (収入2、給与1)  
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

- [特別会計]
- 2) 行政財産使用許可に伴う必要経費(自動販売機の電気料)の算定において、子マターの使用量の計算に誤りがあり、調定額が過小になっていた。
  - 3) 勤務時間の割り振り変更により、4時間の勤務が割り振られた週休日に行った4時間を越える勤務に対する時間外勤務手当の算出の際、1時間あたりの給与額に乗する支給割合を135/100として計算していたが、正しくは125/100であり、過払いとなっていた。
- 注意事項 なし

○産業労働部計量検定所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月13日
- 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年9月
- 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○産業労働部山梨県工業技術センター(ワインセンター)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月23日
  - 2 監査対象期間 平成24年11月28日
  - 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
- 指導事項 2件 (契約1、支出1)
- 1) 平成24年度の事業用機器賃借契約他において、予定価格調書の作成を省略していたが、支出負担行為同様に「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあった。
  - 2) 研修の参加経費について、資金前渡で支出していたが、支払日を指定しておらず、支払予定日の1月以前に資金前渡職員口座に振替支出しているものがあった。
- 資金の交付時期については、資金の保管期間が長期とならないようにする必要がある。
- 注意事項 2件 (契約2)

○産業労働部山梨県富士工業技術センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月23日
- 2 監査対象期間 平成24年11月22日
- 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○産業労働部宝石美術専門学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月30日
  - 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月
  - 3 監査の結果 指摘事項、指導事項、なし
- 指導事項 2件 (収入1、財産1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
  - 2) 自動販売機の設置を目的とした行政財産賃借契約の一般競争入札の予定価格算定において、土財価格が含まれておらず、また権利変換に伴う改定について所管課との確認がなされず、予定価格の種算が過小となっていた。
- 注意事項 1件 (物品1)

○産業労働部産業技術短期大学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月30日
  - 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年7月
  - 3 監査の結果 指摘事項、なし
- 指導事項 3件 (収入2、財産1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
  - 2) 授業料に係る収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び精算処分に關する規則」に定められた督促状の発付が遅延しているものがあった。
  - 3) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収していた。
- 注意事項 なし

○産業労働部都留高等技術専門学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月7日
  - 2 監査対象期間 平成25年1月22日
  - 3 監査の結果 指摘事項、なし
- 指導事項 1件 (財産1)
- 1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用許可申請にあたって、連帯保証人を徴していないものがあった。
- 注意事項 1件 (支出1)

○産業労働部東南高等技術専門学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月7日
  - 2 監査対象期間 平成25年1月16日
  - 3 監査の結果 指摘事項、なし
- 指導事項 2件 (物品1、給与1)
- 1) 賃借物品であるパソコンについて、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていないがあった。
  - 2) 私用自動車を利用した旅行において、通勤手当相当額との調整が行われておらず、旅費が過払いとなっているものがあった。
- 注意事項 1件 (財産1)

○産業労働部就業支援センター

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月13日
  - 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年9月
  - 3 監査の結果 指摘事項、なし
- 指導事項 1件 (契約1)
- 1) 契約書において、違約金を規定する条項が当該契約と合致していないものがあった。
  - ① 単面契約であるにもかかわらず「契約金額の100分の10に相当する金額」と記載されていた。(陸運物処理業務委託契約書)
  - ② 賃貸借契約であるにもかかわらず「売買代金の100分の10に相当する金額」と記載されていた。(フレッツミニ賃貸借契約書)
- 注意事項 1件 (契約1)

- 観光部大阪事務所
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成25年1月18日
  - 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年10月
  - 3 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 1件 (支出1)
- 1) 防火・防災管理新規講習受講料の資金前渡の精算について、10月23日に支出が完了しているにもかかわらず、予備監査日現在精算が行われていなかった。
- 注意事項 なし

- 農政部東部家畜保健衛生所
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月11日
  - 2 監査対象期間 委員監査 平成25年1月23日
  - 3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

- 農政部西部家畜保健衛生所
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月11日
  - 2 監査対象期間 委員監査 平成25年1月24日
  - 3 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 なし
- 注意事項 1件 (収入1)

- 農政部水産技術センター(忍野支所)
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月16日
  - 2 監査対象期間 委員監査 平成24年11月13日
  - 3 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 1件 (財産1)
- 1) 取得用地に未登記のものがあった。
- 過年度分 5筆
- 注意事項 なし

- 農政部総合農業技術センター(清雲虫防除所)
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月16日
  - 2 監査対象期間 委員監査 平成24年11月14日
  - 3 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 2件 (収入1、財産1)
- 1) 行政財産の使用許可に伴う必要経費(理容室の水道料)を徴収していなかった。
  - 2) 職員宿舎光配線建物引込に係る行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収していた。
- 注意事項 1件 (契約1)

- 農政部果樹試験場
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月18日

- 委員監査 平成24年11月15日
- 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月
  - 3 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 3件 (物品1、契約1、支出1)
- 1) 売却した生産物である桃について、財務規則第148条に基づく生産物報告書及び財務規則第165条に基づく生産物売却調書が作成されていないであった。
  - 2) 備品(ユビキタス制御装置一式)の購入において、契約金額が150万円を超えていたが、契約書の作成を省略し請書を徴していた。
  - 3) 会議に要する経費として支出した前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。
- 注意事項 なし

- 農政部畜産試験場
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月17日
  - 2 監査対象期間 委員監査 平成24年11月20日
  - 3 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 1件 (支出1)
- 1) 会議に要する経費として支出した前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。
- 注意事項 なし

- 農政部酪農試験場
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月19日
  - 2 監査対象期間 委員監査 平成24年11月20日
  - 3 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 2件 (財産1、給与1)
- 1) カーゴミラー設置を目的とする行政財産使用許可において、使用期間が平成24年3月31日までにたっており、その後の継続使用許可の手続きが取られていなかった。
  - 2) 会議への出席に伴う旅費の支給において、宿泊に要する経費として室料相当のみを支給し、夕食代及び朝食代に相当する経費が不算定であり、支給不足となっていた。
- 注意事項 なし

- 農政部専門学校農業大学校
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月16日
  - 2 監査対象期間 委員監査 平成24年11月20日
  - 3 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 3件 (契約1、物品1)
- 1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産の賃貸借契約において、財務規則第109条の2に規定する契約保証金の免除事項に該当しないにもかかわらず、一般競争入札の際に契約保証金を免除して公告し、そのため契約保証金を徴していなかった。
  - 2) 取替工事により取得した工作物(グラブフエンス)について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に基づく移動報告書が提出されていた。
  - 3) 使用不能のため保管しているアナログテレビについて、財務規則第159条に規定する返納の手続きがなされていないであった。

注意事項 なし

○県土整備部中部横断自動車道推進事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月5日  
委員監査 平成24年11月8日
- 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月
- 3 監査の結果

指摘事項 なし

指導事項 3件 (給与1、財産2)

- 1) 月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り(150/100で入力すべきところを125/100で入力)、時間外勤務手当を過小に支給していたものがあつた。
- 2) 取得用地に未登記があつた。平成24年度取得分18筆
- 3) 電気通信施設設置に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合は、許可指令書に使用料の改定について規定することになっているが、規定していなかつた。

注意事項 2件 (契約2)

○県土整備部新環状・西関東道路建設事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月3日～5日  
委員監査 平成24年11月21日
- 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月
- 3 監査の結果

指摘事項 なし

指導事項 4件 (支出1、財産1、契約1、物品1)

- 1) 凍結防止剤購入(単価契約)において、不適切な事務処理があつた。
- ① 支出負担行為の限度額の算定基礎である積算単価と予定価格調書の積算額とが相違していた。
- ② 支出負担行為の旨に、物品の受払いを通知する旨の表記及び物品出納員の決裁がなかつた。
- 2) 平成20年度に取替工事で設置した工作物(エアコン)について、公有財産事務取扱規則第50条第1項の規定に基づき移動報告書が提出されていなかった。
- 3) フラケツミリの再リースに係る長期継続契約において、不適切な事務処理があつた。
- ① 支出負担行為の旨に積算総額が記載されていなかった。
- ② 契約書に長期継続契約である旨及び解除権を留保する旨の条件が記載されていなかった。
- ③ 契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。
- 4) 郵便切手領受払簿について、記載誤りのため予備監査日現在の残高と現品が一致していなかつた。

注意事項 なし

○県土整備部広瀬・琴川ダム管理事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月2日  
委員監査 平成24年10月30日
- 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月
- 3 監査の結果

指摘事項 なし

指導事項 1件 (工事1)

- 1) 広瀬・琴川ダム貯水池周辺他緊急維持修繕業務委託(その2)において、特記仕様書第2条ただし書きの規定に基づき、予定価格が超過するおそれがある場合の契約の打ち切りを行つていたが、この際に書面で行うべき通知がされていなかった。
- また、この契約打ち切りに係る工事打合せ簿が所属長まで記載されていなかった。

注意事項 なし

○県土整備部荒川ダム管理事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月10日  
委員監査 平成24年11月13日
- 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月
- 3 監査の結果

指摘事項 なし

指導事項 1件 (工事1)

- 1) 荒川ダム管理設備点検業務委託において、請負代金の変更に係る工事打合せ簿に所属長の決裁がないものがあつた。

注意事項 なし

○県土整備部大門・塩川ダム管理事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月11日  
委員監査 平成24年11月14日
- 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月
- 3 監査の結果

指摘事項 なし

指導事項 1件 (財産1)

- 1) 行政財産使用許可により使用を許可した財産及び借受財産について、公有財産事務取扱規則に基づき移動報告書が提出されていなかった。

注意事項 なし

○県土整備部深城ダム管理事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月2日  
委員監査 平成24年12月20日
- 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月
- 3 監査の結果

指摘事項 なし

指導事項 1件 (契約1)

- 1) 深城ダム公園植栽管理業務委託他2件の予定価格調書について、契約担当者の認印がなかつた。

注意事項 なし

○県土整備部流域下水道事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年10月15日～17日  
委員監査 平成24年11月21日
- 2 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月
- 3 監査の結果

指摘事項 なし

指導事項 1件 (財産1)

- 1) 電気通信施設設置に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合は、許可指令書に使用料の改定について規定することになっているが、規定していなかつた。

注意事項 なし

○中北教育事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月6日  
委員監査 平成24年12月26日
- 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月
- 3 監査の結果

指摘事項 1件 (給与1)

- 1) 下記の管内6小中学校において、教育職員の現金支給に係る給与が各学校の給与資金前渡職



員口座に滞留し、現金支給が遅延していたものがあつた。(5校合計 772,740円)

南アラムス市立白根源小学校・大明小学校 甲斐市立竜王中学校 中央市立田富小学校  
北杜市立秋田小学校

指導事項 2件 (収入1、給与1)

1) 下記の管内3小学校の給与資金前渡職員口座に利息が発生したが、小学校での通帳記帳及び教育事務所への連絡が遅れたため、利息の調定が遅延していた。

南アラムス市立立合小学校 甲斐市立竜王小学校 北杜市立秋田小学校

2) 5月1日付けで発令通知書が発出された非常勤講師に係る報酬が、4月2日付けで超案した非常勤講師報酬に係る支出負担行為の積算額に含まれていた。

注意事項 なし

○東庚教育事務所

1 監査実施年月日 予備監査 平成25年11月17日

2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月

3 監査の結果

指摘事項 1件 (給与1)

1) 非常勤の教育職員の通勤手当に相当する額は、月15,000円が支給限度であるが、はぐくみクラブ非常勤講師について、当該限度額を超過して支出しているものがあつた。

(超過額 108,191円)

指導事項 なし

注意事項 4件 (給与1、契約1、物品2)

○陝南教育事務所

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月13日

2 監査対象期間 平成24年12月21日

3 監査の結果

指摘事項 なし

指導事項 1件 (物品1)  
1) トナーカートリッジ他1件の購入契約において、物品要求書の限度額(予定価格)を上回る金額で契約し、支払を行なっていた。

注意事項 なし

○富士・東部教育事務所

1 監査実施年月日 予備監査 平成25年11月17日

2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月

3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。

○総合教育センター

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月14日

2 監査対象期間 平成24年12月25日

3 監査の結果

指摘事項 なし

指導事項 なし  
注意事項 1件 (物品1)

○図書館

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月20日

2 監査対象期間 平成25年1月30日

委員監査 平成25年1月30日

2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年9月

3 監査の結果  
指摘事項 なし  
指導事項 3件 (財産2、物品1)

1) 電柱設置地を目的とする行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づく移動報告書が提出されていなかった。

2) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料に算定誤りがあり、過大に徴収していた。また、電柱敷に係る行政財産使用料の調定が遅延していた。

3) 図書等の管理において不明・未返却図書が次のとおり認められた。

①不明資料

平成21年度 43点 平成22年度 386点 平成23年度 151点 合計530点

※平成24年度については、新図書館業務システム移行に伴い調査中。

②未返却資料

平成21年度 4点 平成22年度 21点 平成23年度 14点

平成24年度 2,853点 合計 2,892点

※平成24年度については、貸出図書件数の大幅な増加のため。

注意事項 3件 (支出2、給与1)

○美術館

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月8日

2 監査対象期間 平成24年12月26日

3 監査の結果

指摘事項 なし

指導事項 3件 (支出1、契約1、物品1)

1) 立替払いの有料道路通行料について、財務規則第80条第2項の規定による請求を行わず、後日支出した前渡資金により精算していた。

2) 平成24年度の展覧会等委託契約において、予定価格調書の作成を省略していたが、支出負担行為の「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあつた。

3) 寄附物品(寄贈図書)の受入について、財務規則第147条第4項に規定する出納通知が行われていなかった。

注意事項 なし

○博物館

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月21日

2 監査対象期間 平成25年1月16日

3 監査の結果

指摘事項 なし

指導事項 4件 (物品1、給与2、支出1)

1) 郵便切手類受払簿について、リーフレット・チラシ等の発送用郵便切手及び平成24年3月に購入した郵便切手の一紙に記載漏れがあり、期末残高が現物有高と相違していた。

2) 扶養手当について、支給開始時期の認定に誤りがあり、支給不足となっていた。

3) 通勤手当について、支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっていた。

4) 収蔵庫系統データベースと電力比例制御パネル交換に係る修繕料の支出において、履行の確認が行なわれていなかった。

注意事項 1件 (物品1)

○考古博物館(埋蔵文化財センター)

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月5日

2 監査対象期間 平成25年1月18日

委員監査 平成25年1月18日

2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月

- 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 3件 (給与1、支出1、物品1)  
 1) 住居手当の認定に当たり、住宅賃貸借契約書の家賃の欄に「共益費込」、「駐車場込」等の記載があるにもかかわらず、家賃のみこの類についての確認が行われていないものがあった。  
 2) 峡北収蔵庫に係る水道使用料について、納期限を過ぎて支出しているものがあった。  
 3) 郵便切手類受払簿の引継ぎにおいて、財務規則第264条第2項に規定する帳簿末尾余白への年月日の記載並びに前任者及び後任者の記名押印がなされていなかった。  
 注意事項 なし

○所管課(学術文化財課)及び所属(美術館、博物館、考古博物館)に対する意見

- 美術館、博物館及び考古博物館(以下「美術館等」という。)において、県(美術館等)と県以外の団体等を構成員とする実行委員会が、特別展を開催し、観覧者から料金を徴収していた。この特別展の開催に要する経費の支出には構成員からの負担金を充て、観覧者から徴収した料金(以下「実行委員会の料金」という。)は実行委員会の口座に保管・管理されていた。各構成員の精算額及び徴収した料金については、各構成員の負担金の負担割合に応じて配分され、各構成員に払い込まれていた。  
 実行委員会から構成員としての県への払込金については、使用料として県の歳入にしていた。  
 1) 実行委員会による公の施設の使用については、実行委員会は美術館等の展示施設を使用していたが、これは県以外の団体による公の施設の使用にあたる。  
 実行委員会が特別展を開催するにあたり、美術館等の展示施設の使用手続きが行われていなかった。  
 実行委員会による美術館等の施設を使用した特別展の開催にあたり、施設の使用に関する手続きを適正に行う必要がある。  
 2) 指定管理者による実行委員会の料金の徴収事務について(常設展や特別展において、美術館等は、美術館等が開催する(実行委員会が開催する場合を除く。))常設展や特別展において、観覧者から、美術館等の施設及び管理条例(以下「条例」という。))に基づく観覧料を徴収し、使用料として県の歳入にしている。  
 このうち美術館においては、実行委員会の料金の徴収事務と条例に基づく観覧料の徴収事務を同一の指定管理者が行っていた。  
 各徴収事務の区分を明確にするため、徴収事務に関する取り決め等を行う必要がある。  
 3) 実行委員会の料金の払込期限については、覚書等において取扱方法等は規定されているものの、県の口座への払込期限に関する規定がなく、長期間にわたり実行委員会の口座に滞留しているものがあった。  
 実行委員会から県への払込金については、覚書等において県に支出することが規定されていることから、払込期限について定める必要がある。  
 4) 実行委員会からの払込金の歳入科目について  
 実行委員会からの払込金を使用料として県の歳入にしているが、公の施設を利用する者からその対価として徴収する使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされている。  
 実行委員会からの払込金については、条例で定められた使用料でないため、歳入科目について検討する必要がある。

○文学館

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月8日  
 委員監査 平成24年12月26日  
 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年8月  
 3 監査の結果

- 指摘事項 1件(契約1)  
 1) 文献検索システムに入力する書誌情報の作成に係る業務委託契約2件について、契約書が作成されないまま委託業務が行なわれていた。  
 指導事項 2件(給与1、物品1)  
 1) 月60時間超の時間外勤務に係る実働の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り(150/100で入力すべきところを125/100で入力)、時間外勤務手当を過小に支給していたものがあった。  
 2) 貸借物品であるノートパソコンについて、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書及び払出調書が作成されていなかった。  
 注意事項 なし

○北杜高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月9日  
 委員監査 平成25年1月8日  
 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 2件(収入1、給与1)  
 1) 自動販売機の設置を目的とした県有財産貸付料について、収入科目が「家賃貸付料(自動販売機)」ではなく、「その他行政財産使用料」になっていた。  
 2) 入試前日の宿直勤務(入試問題保管業務)について、宿日直手当が支給されていなかった。  
 注意事項 なし

○韮崎高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月13日  
 委員監査 平成25年1月8日  
 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 なし  
 注意事項 2件(契約1、財産1)

○韮崎工業高等学校

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成25年1月11日  
 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 3件(収入1、給与2)  
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  
 授業料 平成20年度分 先数1件 39,600円  
 2) 授業手当において、支給開始時期の認定に誤りがあり、支給不足となっていた。  
 3) 遠距離より自動車と鉄道利用で通勤する旨の届出を行なった職員の通勤手当について、通勤手当に関する規則第5条の規定による届出に係る事実を確認するための定期券等による交通機関の利用実態確認を全く行なわれないまま通勤手当の支給を開始し、平成24年7月24日付け福利給与課長通知に基づき行なわれた手当の随時確認においても定期券等の提示を求める等の方法による確認がなされず、監査日時点においても当該職員の通勤の実態について全く確認がなされなかった。  
 また、定期券利用者の通勤手当認定において、通勤手当認定簿第2号様式による所属長の認定が行なわれていなかった。  
 注意事項 なし

- 甲府第一高等学校
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月14日
  - 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月
  - 3 監査の結果
  - 3 指摘事項 なし
  - 3 指導事項 1件 (支出1)
- 1) 関東及び全国協議会の年会費として、県内の協議会会員52校分の年会費を支出していたが、52校の中に県が会費を負担する必要のない県立学校以外の学校(4校)の会費が含まれていた。
- 注意事項 なし

- 甲府西高等学校
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月15日
  - 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月
  - 3 監査の結果
- 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

- 甲府南高等学校
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成25年11月11日
  - 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月
  - 3 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 2件 (支出1、給与1)
- 1) 消防設備(消火器)の保守点検業務に係る支出負担行為について、消火器の本数に相違があり限度額の積算に誤りがあった。
  - 2) 旅費の支払いにおいて、目的地の同一市町村内の移動経費を算定していたため、過払いとなっていた。
- 注意事項 なし

- 甲府東高等学校
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月15日
  - 2 監査対象期間 平成25年11月9日
  - 3 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 行政財産使用許可に伴う必要経費(購買の電気料)について、平成24年2月20日から同年3月19日の使用に係る分が調定されていなかった。
- 注意事項 なし

- 甲府工業高等学校
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成25年11月11日
  - 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月
  - 3 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 1件 (支出1)
- 1) 競歩大会施設使用料に係る前渡資金について、財務規則第72条第2項に定める5日を超えて精算されていた。また、支出命令書で支払日を指定していなかったため、前渡資金により支払いを行なう日の10日前に前渡資金を受け取っていた。
- 注意事項 なし

- 甲府城西高等学校
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成25年11月11日
  - 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月
  - 3 監査の結果
  - 3 指摘事項 なし
  - 3 指導事項 1件 (財産1)
- 1) 水道管設置を目的とする行政財産使用料の算定において、1m未満の端数処理に誤りがあり、使用料が過小となっているものがあつた。
- 注意事項 なし

- 甲府昭和高等学校
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月20日
  - 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月
  - 3 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 1件 (契約1)
- 1) 体育館照明器具取替工事の契約書及び校内インターネット修繕工事の請書に、契約保証金免除条項の記載がなかった。
- 注意事項 なし

- 農林高等学校
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月15日
  - 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月
  - 3 監査の結果
- 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

- 巨摩高等学校
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月20日
  - 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月
  - 3 監査の結果
- 指摘事項 1件 (給与1)
- 1) 教育職員の現金支給に係る給与支給日に支給されておらず、所属の給与資金前渡職員口座に長期間滞留していた。(合計500,000円)
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 自動販売機の設置を目的とした県有財産貸付料について、納入期限後に納入されていたが、賃貸借契約書第9条に基づき延滞金が調定されていなかった。
- 注意事項 なし

- 白根高等学校
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成25年11月11日
  - 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月
  - 3 監査の結果
- 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

- 増穂商業高等学校
- 1 監査実施年月日 予備監査 平成25年11月11日
  - 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月
  - 3 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 3件 (物品1、契約1、給与1)

- 平成24年度の物品要求書において、予定価格調書の作成を省略していたが、「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあった。
  - 単価契約である契約書において、連約金を規定する条項が、「契約金額の100分の10に相当する金額」と記載されており、当該契約と合致しないものがあった。
  - 住居手当の設定にあたり、賃貸借契約書の「借賃及び借賃以外に授受される金銭」の欄に「CATV込」、「駐車料金付」の記載があるにもかかわらず、家賃のみの額についての確認が行われていないものがあつた。
- 注意事項 1件(支出1)

○市川高等学校

- 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月16日  
委員監査 平成25年1月10日
  - 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月
  - 監査の結果  
指摘事項 なし
  - 指導事項 1件 (給与)
- 1) 教員特殊業務手当(対外運動競技等引率指導業務)について、12月の勤務計画を11月の勤務実績として人事給与システムに入力し支給しているものがあつた。
- 注意事項 なし

○峡南高等学校

- 監査実施年月日 予備監査 平成25年1月11日
  - 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月
  - 監査の結果  
指摘事項 なし
  - 指導事項 2件 (収入1、給与1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
- 2) 私用車利用の旅行において、出発地、帰着地等の確認が十分に行なわれないうまま旅費が支給されており、支給不足となつていた。また、臨時職員の旅行命令において命令者の決裁がなされていないもの、命令年月日が記載されていないものがあつた。
- 注意事項 1件(物品1)

○身延高等学校

- 監査実施年月日 予備監査 平成25年1月11日
- 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月
- 監査の結果  
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。

○笛吹高等学校(石和高等学校・山梨園芸高等学校)

- 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月3日  
委員監査 平成25年1月9日
  - 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月
  - 監査の結果  
指摘事項 なし
  - 指導事項 1件 (給与1)
- 1) 住居手当について、賃貸借契約の更新により家賃が減額改定となつていたが、所属長による確認・改定行為を行わずにまま減額支給していた。
- 注意事項 なし

○日川高等学校

- 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月20日

- 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月
  - 委員監査 平成25年1月10日
  - 監査の結果  
指摘事項 1件 (給与1)
- 1) 宿泊を伴う修学旅行の引率について、特殊勤務手当が支給されていなかった。
- (合計 15人分 204,000円)
- 指導事項 なし
- 注意事項 なし

○山梨高等学校

- 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月22日  
委員監査 平成25年1月10日
  - 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月
  - 監査の結果  
指摘事項 なし
  - 指導事項 2件 (支出1、財産1)
- 1) 全国学校図書館研究大会参加費の前渡資金について、7月6日に支出が完了しているにもかかわらず、予備監査日現在未精算であつた。
- 2) 正門外灯の新設及び樹木の植栽を行つているが、公有財産事務取扱規則第50条第1項に規定する移動報告書が提出されていなかった。また、コピー機、電話、購買に係る行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に基づき移動報告書が提出されていなかった。
- 注意事項 なし

○塩山高等学校

- 監査実施年月日 予備監査 平成25年1月11日
  - 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月
  - 監査の結果  
指摘事項 なし
  - 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
- 授業料 過年度分 先数1件 168,300円
- 注意事項 1件(契約1)

○都留高等学校

- 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月21日  
委員監査 平成25年1月11日
  - 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月
  - 監査の結果  
指摘事項 なし
  - 指導事項 3件 (給与1、支出2)
- 1) 英語指導助手(ALD)に支給する報酬において、「招致外国青年の雇用及び勤務条件に関する要綱」第7条の規定に基づく「所要の調整」として、所得税額相当分を報酬月額に加算して支給しているが、この加算により増額される雇用保険料相当分についても、月額報酬に加算して支給していた。
- 2) 日直代行業務に係る委託料の支払において、財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払を行つていた。
- 3) 高速通行料金並びに日本数学教育学会大会参加費及び同大会講習会受講料に係る前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。
- 注意事項 なし

○上野原高等学校  
 1 監査実施年月日 平成25年1月17日  
 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 1件 (給与1)  
 1) 住居手当について、支給要件を喪失した職員の住居手当が所属長に提出されていたにもかかわらず、(要件喪失後の手当は、人事給与システムにより支給が停止されていた。)  
 注意事項 なし

○谷村工業高等学校  
 1 監査実施年月日 平成24年11月29日  
 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 2件 (財産1、物品1)  
 1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収していた。  
 2) 外国語指導助手へ貸付けられている寝具一式について、財務規則第161条に規定する物品貸付調書が作成されていなかった。  
 注意事項 なし

○桂高等学校  
 1 監査実施年月日 平成24年11月29日  
 2 監査対象期間 平成25年1月22日  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 2件 (契約1、財産1)  
 1) 平成24年度の印刷機保守契約において、予定価格調書の作成を省略していたが、支出負担行為向いに「限度額を予定価格とする」旨の記載がなかった。  
 2) 取得用地に未登記のものがあった。  
 過年度分 5筆  
 注意事項 1件 (契約1)

○吉田高等学校  
 1 監査実施年月日 平成25年1月11日  
 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 2件 (収入1、財産1)  
 1) 電柱設置を目的とした行政財産使用料について、平成23年度分及び平成24年度分が測定されていなかった。  
 2) 公衆電話及び有料コピー機設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収していた。  
 注意事項 なし

○富士北陵高等学校  
 1 監査実施年月日 平成25年1月11日  
 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月

3 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。  
 ○富士河口湖高等学校  
 1 監査実施年月日 平成24年11月22日  
 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月  
 3 監査の結果  
 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○中央高等学校  
 1 監査実施年月日 平成25年1月17日  
 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 1件 (支出1)  
 1) 公共料金等の支払に係る自動口座振替において、支出命令書に記載の支出目的、支出科目と相違した支出が行われるなど、次の不適切な事務処理があった。  
 同日に口座振替される電気料金及び後納郵便料金のうち、後納郵便料金支払を目的とした前渡資金が支払手続きの遅れにより、振替日までに口座に入金されなかった。  
 このため、振替日において、電気料金支払を目的として口座に入金した前渡資金から後納郵便料金が口座振替された。この結果、電気料金として口座に入金した前渡資金で後納郵便料金の支払が行われていた。  
 また、電気料金については、残高不足となり口座振替が行われず支払遅延となっていた。振替不能となった電気料金の支払にあたり、後納郵便料金支払を目的としてあらかじめ口座に入金した前渡資金と口座に残っていた電気料金支払を目的とした前渡資金とを口座から引き出し、あわせて現金により電気料金の支払を行なっていた。この結果、後納郵便料金を目的として口座に入金された前渡資金で電気料金(一部)の支払が行われていた。さらに、現金により支払を行なった電気料金について、支払完了後に前渡資金精算書による精算が行われていなかった。  
 指導事項 2件 (収入1、契約1)  
 1) 校舎改築工事に伴う工事用水道使用料金の業者負担金について、測定が遅延しているもの、また、平成23年度分を平成24年度に測定を行なっているものがあった。  
 2) 平成24年度の支出負担行為向いに、予定価格調書の作成を省略していたが、「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあった。  
 注意事項 なし

○ひばりが丘高等学校  
 1 監査実施年月日 平成25年1月11日  
 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月  
 3 監査の結果  
 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○盲学校  
 1 監査実施年月日 平成25年1月17日  
 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 なし  
 注意事項 1件 (契約1)

○ろう学校  
 1 監査実施年月日 平成25年1月17日  
 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月  
 3 監査の結果

指摘事項 なし  
 指導事項 4件 (収入1、支出1、契約2)  
 1) 郵便往及び公衆電話の設置を目的とした行政財産使用料の調定が遅延していた。  
 2) 電話受付手購入代金の支払が遅延していた。  
 3) 平成23年度に行なわれた印刷機及び丁合機の随意契約 (見積合せ) において、積算価格が50万円を超えていたが、財務規則第137条に規定されている予定価格調書を作成していなかった。  
 4) ノートパソコンの調達に関する契約において、請書が撤されていた。  
 注意事項 なし

○甲府支援学校

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月29日  
 委員監査 平成25年1月28日  
 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 1件 (契約1)  
 1) 通学バス運行委託契約において、契約書第8条の規定による運転管理者及び整備管理者の選任届出が行なわれていなかった。  
 注意事項 なし

○あけぼの支援学校

1 監査実施年月日 予備監査 平成25年1月17日  
 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月  
 3 監査の結果  
 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○わかば支援学校

1 監査実施年月日 予備監査 平成25年1月17日  
 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 3件 (収入2、契約1)  
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  
 特別支援教育就学奨励費 (給食費) 過払いに係る返還金  
 平成23年度分 先数 3件 90,720円  
 2) 特別支援教育就学奨励費 (給食費) 過払いに係る返還金 (分割分) について、分割納付期限までに納付されず延滞しているものがあつたが、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状が発付されていないものがあつた。  
 3) 単価契約である日直代行業務委託契約書において、予定数量が明記されておらず、また、違約金を規定する条項が「契約金額の100分の10に相当する金額」と記載されており、契約内容と合致していなかった。  
 注意事項 1件 (契約1)

○やまびこ支援学校

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月22日  
 委員監査 平成25年1月11日  
 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 3件 (給与1、財産1、物品1)  
 1) 扶養手当及び住居手当について、支給要件を喪失した職員がいたが、所属長の認定・確認

を行なわないまま支給を停止していた。  
 2) 自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付けについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づく移動報告書が提出されていたが、財務規則第164条に基づく物品棄却調書による使用不能となった冷蔵庫を棄却していたが、財務規則第164条に基づく物品棄却調書による棄却のための手続を行なっていたがなかった。  
 注意事項 なし

○富士見支援学校

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月30日  
 委員監査 平成25年1月23日  
 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 1件 (給与1)  
 1) 住居手当について、支給要件を喪失した職員の住居届が所属長に提出されていたがなかった。(要件喪失後の手当は、人事給与システムにより支給が停止されていた。)  
 注意事項 なし

○ふじさくら支援学校

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月22日  
 委員監査 平成25年1月18日  
 2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月  
 3 監査の結果  
 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○かえて支援学校

1 監査実施年月日 予備監査 平成25年1月17日  
 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月  
 3 監査の結果  
 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○甲府警察署

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月13日  
 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年9月  
 3 監査の結果  
 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○南甲府警察署

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年11月20日  
 委員監査 平成25年1月16日  
 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年8月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 なし  
 注意事項 1件 (財産1)

○南アリス警察署

1 監査実施年月日 予備監査 平成24年12月13日  
 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年9月  
 3 監査の結果  
 指摘事項 なし  
 指導事項 なし  
 注意事項 2件 (契約1、支出1)

- 嵯峨警察署
- 1 監査実施年月日 平成24年11月1日  
子備監査 平成24年12月26日  
委員監査 平成24年12月26日
  - 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年8月
  - 3 監査の結果 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 自動販売機設置に係る具有財産貸付料について、納入期限後に納入されていたが、賃貸借契約書第9条に基づき延滞金が調定されていたいなかった。
- 注意事項 なし

- 北社警察署
- 1 監査実施年月日 平成24年12月13日  
子備監査 平成24年12月13日
  - 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年9月
  - 3 監査の結果 監査の結果
- 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

- 飯沢警察署
- 1 監査実施年月日 平成24年11月2日  
子備監査 平成24年11月2日
  - 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年8月
  - 3 監査の結果 監査の結果
- 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

- 南部警察署
- 1 監査実施年月日 平成24年12月13日  
子備監査 平成24年12月13日
  - 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年9月
  - 3 監査の結果 監査の結果
- 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

- 笛吹警察署
- 1 監査実施年月日 平成24年11月7日  
子備監査 平成24年11月7日
  - 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年8月
  - 3 監査の結果 監査の結果
- 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

- 日下部警察署
- 1 監査実施年月日 平成24年12月13日  
子備監査 平成24年12月13日
  - 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年9月
  - 3 監査の結果 監査の結果
- 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

- 富士吉田警察署
- 1 監査実施年月日 平成24年11月2日  
子備監査 平成24年11月2日
  - 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年8月
  - 3 監査の結果 監査の結果
- 指摘事項 なし
- 指導事項 2件 (収入1、契約1)
- 1) 平成19年度から平成22年度の宿舍入居料の算定について、延べ床面積に誤りがあり入居料が過大に徴収されていたが、監査日現在入居者への返金が行なわれていなかった。
- 2) 富士吉田警察署分庁舎ほか防水補修工事及び山中湖等における水上安全保安区域標識設置工事に係る請負契約書において、契約保証金を免除しているにもかかわらず違約金条項が設けられていなかった。
- 注意事項 1件 (契約1)

- 大月警察署
- 1 監査実施年月日 平成24年11月1日  
子備監査 平成24年12月20日  
委員監査 平成24年12月20日
  - 2 監査対象期間 平成23年10月～平成24年8月
  - 3 監査の結果 監査の結果
- 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

- 上野原警察署
- 1 監査実施年月日 平成24年12月13日  
子備監査 平成24年12月13日
  - 2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年9月
  - 3 監査の結果 監査の結果
- 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

- 8 平成24年度の定例監査の実施状況  
平成24年度の定例監査の実施状況は、上期公表分(平成25年1月24日発行(山梨県公報号外第四号))と今回の結果を合わせて下表のとおりである。
- 1) 定例監査箇所一覧表  
平成24年度の定例監査対象箇所数は、258所属で、前年度と比較して1所属の減となっている。これは組織改正によるものである。

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
知事政策局	3	1		4
企画県民部	10	6		16
リニア交通局	2			2
総務部	9	3		12
福祉保健部	9	18		27
森林環境部	9	6		15
産業労働部	7	8		15
観光部	4		1	6
農政部	9	1		21
県土整備部	14	13		27
出納局	3			3
企業局	2	4		6
教育委員会	11	49		61
議事事務局	1		1	3
行政委員会	3			3
公安委員会	27	12		39
合 計	123	133	2	258

※参考 平成23年度監査箇所数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
合 計	122	133	4	259

- 2) 監査の結果  
平成24年度の定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見ごとの区分の集計は、下表のとおりである。

平成24年度実施分 A

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点	その他	合計
指摘事項	5	1	4	0	0	1	2	0	1	14
指導事項	94	48	28	34	43	34	9	8	1	299
注意事項	2	11	4	8	6	40	10	14	0	95
意見	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	102	60	36	42	49	75	21	22	2	409

平成23年度実施分 B

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点	その他	合計
指摘事項	4	0	2	0	0	1	0		0	7
指導事項	85	19	22	18	32	14	0		2	192
注意事項	12	21	3	11	6	20	14		0	87
意見	0	0	0	0	1	0	0		0	1
合計	101	40	27	29	39	35	14		2	287

平成24年度と平成23年度との対比 (A-B)

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点	その他	合計
指摘事項	1	1	2	0	0	0	2	0	1	7
指導事項	9	29	6	16	11	20	9	8	-1	107
注意事項	-10	-10	1	-3	0	20	-4	14	0	8
意見	1	0	0	0	-1	0	0	0	0	0
合計	1	20	9	13	10	40	7	22	0	122



平成24年度 定例監査重点事項実施結果

平成24年度定例監査重点事項について、「平成24年度定例監査重点事項実施要領」に基づき実施した結果は次のとおりであった。

第1 監査の概要

1 平成24年度重点事項

税外収入未済に対する債権管理は適切か。

2 選定理由

税外収入未済額は、平成18年度決算時において、一般会計8億818万3,017円、特別会計60億8,862万4,885円であったものが、平成22年度決算時においては、一般会計10億803万6,418円、特別会計115億175万6,634円と増加している。これら収入未済については、早期回収に努めるとともに、時効の完成により既に債権が消滅しているものについて、不精欠損の手續きを行う必要がある。

また、収入未済については、定例監査や決算審査等を通じて厳正な債権管理の徹底、早期解消、新規発生防止に努めるよう指導・意見を行ってきたところであるが、平成23年度定例監査においても、指導事項とした所属が61所属するなど、一部において改善が進まない状況にある。

このため、税外収入未済を対象に、各所属における債権管理等の状況を監査することにより、債権管理の適正化を図ることとする。

3 実施にあたっての着眼点

- (1) 収入未済に対する実態把握がなされているか。
- (2) 債権者に対する督促及び回収の状況は適切か。
- (3) 回収困難な債権の処理は適切か。

4 実施方法

- (1) 定例監査のなかで実施した。
- (2) 別に定める重点事項調査を事前に監査対象所属に配付のうえ記入を依頼し、監査時に提出された重点事項調査に記載された債権の管理状況について、重点事項確認の項目ごとに確認した。
- (3) 監査の対象は、平成22年度と平成23年度決算時の税外収入未済額とした。

なお、中小企業高度化資金については、平成24年3月13日に「山梨県高度化資金改善策検討プロジェクトチーム」が設置され、今後、資金に係る全般的な改善策が検討されるため対象から除くこととした。

また、果税及び果税に係る延滞金、加算金等については、国税徴収法に準じて債権管理がなされており、平成23年度包括外部監査の対象とされたため重点事項の対象から除くこととした。

5 監査実施期間

平成24年4月18日から平成25年1月30日まで

6 監査対象所属

監査対象所属数	収入未済の管理所属数	債 権 数
258所属	平成22年度決算時 61所属 平成23年度決算時 57所属	平成22年度決算時 81種類 平成23年度決算時 83種類

第2 監査の結果

1 収入未済の概要

(1) 収入未済額の会計別・年度別推移

収入未済額の会計別・年度別の推移は、次表のとおりである。

表1

(単位：円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計	771,551,154	777,495,753	847,492,652	999,156,797	1,280,554,546
	—	5,944,599	69,996,909	151,664,335	281,407,749
特別会計	349,030,890	358,591,281	376,723,811	382,654,183	388,748,731
	—	9,560,391	18,132,530	5,930,372	6,094,548
企業会計 (温泉事業)	14,300,397	14,051,714	12,030,892	15,279,771	15,945,623
	—	△248,683	△2,020,822	3,248,879	665,852
合計	1,134,882,441	1,150,138,748	1,236,247,365	1,397,090,751	1,685,258,900
	—	15,256,307	86,108,617	160,843,386	288,168,149
前年増減率	—	1.3	7.5	13.0	20.6

※ 企業局の収入未済額については、各年度の監査日現在の金額により集計している (以下同じ)。

収入未済額は、平成19年度決算時の11億3,488万2,441円が、平成23年度決算時には16億8,525万8,900円と5億5,037万6,459円(48.5%)の大幅な増加となっていた。